

意思疎通支援条例・手話言語条例の普及啓発に係る動画の作成について

1 目的

障がいの特性に応じた情報保障が必要であることや手話が言語であることへの理解促進を図るために、映像媒体を活用し具体的な取組み方法を紹介する。

2 内容（案）

(1) 情報保障の取組み紹介

具体的な例として、道が実施するフォーラムにおける情報保障を紹介

- ・手話通訳者や要約筆記者の配置
- ・ルビふり資料、点訳資料
- ・入り口から近く、座りやすい優先席の確保
- ・車椅子席の設置

(2) ミニ手話講座

手話を知ってもらうために、職場や日常で使える挨拶などの簡単な手話を紹介

3 映像の活用方法（案）

(1) 道庁ホームページへの掲載

(2) 職員や企業等での研修